

揚貨装置の運転業務に係る特別教育 案内書

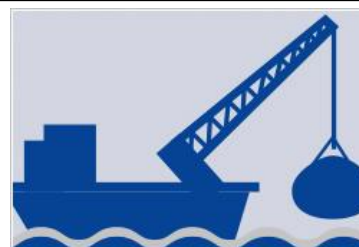
(船舶専用マリンクレーン)

法令根拠 講習内容

- 労働安全衛生法第59条の規定により、制限荷重5トン未満の揚貨装置の運転業務は特別教育を修了した者でなければ作業に従事させることはできません。
- 当協会では、国の定める特別教育規定第8条に基づくカリキュラムによる特別教育を宇和島地区のみで実施しますので、この機会に受講いただきますようご案内いたします。

<揚貨装置とは>

揚貨装置とは、漁船等の船舶に取り付けられたデリックやクレーン等のことをいい、陸から船へ、あるいは船から陸へ積載貨物を積み替える港湾での荷役作業に用いられる機械をいいます。



申込方法

受付開始: 原則、開催日の2ヶ月前(その日が土・日、祝祭日の場合はその翌日)
 申込締切: 開催日の2週間前(その日が土・日、祝祭日の場合はその前日)なお、定員に達した場合は締切日前でも締め切ります。
 手続方法: 窓口申込、郵送申込(現金書留、銀行振込)の方法があり、詳細はホームページを参照ください。

受講資格

当協会では学科講習のみを実施していますので、下表の実技証明が必要です。

揚貨装置の運転について3時間以上、揚貨装置の運転のための合図について1時間以上の実技教育を実施している事を、講習申込書に事業者証明印で証明されている事が必要です。

講習科目 講習時間

科目	時間	科目	時間
揚貨装置に関する知識	4時間	揚貨装置の運転のために必要な力学に関する知識	4時間
原動機及び電気に関する知識	2時間	関係法令等	1時間
合計 11 時間 … この時間には休憩時間を含んでおりません。 実際の講習時間は休憩等を考慮した時間配分となっています。			

受講料

区分	受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
一般	15,000円	受講料に含む。	15,000円
会員	11,000円		11,000円

※キャンセルの場合の取扱いは、協会ホームページをご確認ください。

修了証

- 全科目受講された方に、(公社)愛媛労働基準協会発行の修了証を交付致します。
- 事業者様には受講証明書を発行致します。(3年間の保存義務があります。)